

宍粟市公共施設等総合管理計画個別計画

(概要版)

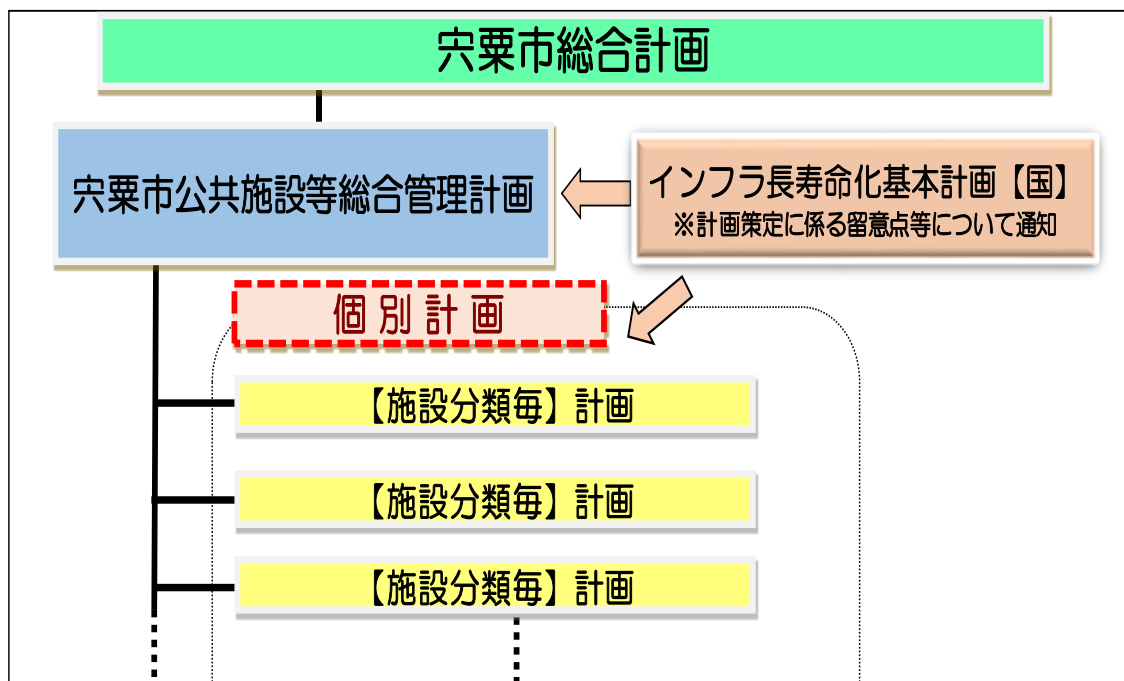
1 個別計画とは

個別計画とは、宍粟市における公共施設・インフラ資産の機能・規模・配置について総合的に分析し、計画的・効率的に更新・改修等を実施することにより、公共施設等の最適化の実現を図るため、平成28年2月に策定した「宍粟市公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和7年度）」（以下、「総合管理計画」という。）に基づき、市の施設の分類ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策内容、実施時期、対策費用等を定める計画です。

2 計画の位置づけ等

個別計画は、まちづくりの最上位計画である「宍粟市総合計画」の基本構想のもと、公共施設等の総合的かつ計画的な整備に関する基本方針を定めた総合管理計画の下位計画として位置づけます。また、内容については国が示す「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に沿って作成しています。

公共施設等総合管理計画と個別計画の体系イメージ



3 対象施設等

総合管理計画の分類に基づき、以下の分類について個別計画を策定することとします。

個別計画を策定する施設分類一覧

NO	分類名
1	行政系施設
2	消防防災施設
3	保健福祉施設
4	集会施設
5	観光／レクリエーション施設
6	公園施設
7	環境衛生施設
8	学校施設（学校舎除く給食センター等）
9	幼稚園・保育園・こども園
10	社会教育施設
11	スポーツ施設
12	医療関連施設（総合病院関係施設除く）
13	その他施設
14	普通財産施設

また、次の分類等については、他の計画を個別計画と位置付けます。

分類名	個別計画と位置付ける計画等
市営住宅	公営住宅等長寿命化計画
学校施設（校舎）	学校施設の長寿命化計画
総合病院関係施設	新病院整備に係る基本計画
橋梁	橋梁長寿命化修繕計画
水道施設	水道ビジョン
下水道施設	下水道処理施設統廃合計画

個別計画の期間は、総合管理計画の評価・見直し時期に合わせ令和元年度から令和7年度までの7年間を第1期とします。第2期以降については、総合管理計画に合わせ10年間とします。ただし、社会情勢等により変更が生じた場合は、その都度見直しを行い計画に反映させるものとします。

The diagram illustrates the relationship between Comprehensive Management Plans and Individual Plans across two periods. It features a grid with fiscal years H28, R1, R3, R7, R8, and R17.

- Top Row:** Fiscal years H28, R1, R3, R7, R8, and R17 are listed above the grid.
- Comprehensive Management Plans (Blue Arrows):**
 - Left Arrow:** "宍粟市公共施設等総合管理計画【第1期】10年間" (Shikokuni City Public Facilities etc. Comprehensive Management Plan [Period 1] 10 years). It spans from H28 to R7.
 - Right Arrow:** "宍粟市公共施設等総合管理計画【第2期】10年間" (Shikokuni City Public Facilities etc. Comprehensive Management Plan [Period 2] 10 years). It spans from R8 to R17.
- Individual Plans (Yellow Arrows):**
 - Bottom Left Arrow:** "個別計画【第1期】7年間" (Individual Plan [Period 1] 7 years). It spans from H28 to R7.
 - Bottom Right Arrow:** "個別計画【第2期】10年間" (Individual Plan [Period 2] 10 years). It spans from R8 to R17.
- Evaluation and Revision (Orange Boxes):**
 - An orange box labeled "評価・見直し" (Evaluation and Revision) is positioned below the first comprehensive plan arrow, spanning from R1 to R3.
 - A second orange box labeled "評価・見直し" is positioned below the second comprehensive plan arrow, spanning from R7 to R8.
 - A vertical double-headed arrow connects these two evaluation boxes, indicating a continuous process.

5 これまでの取組結果及び目標について

総合管理計画では、平成28年度から令和7年度までの10年間で公共施設の延床面積を6.2%削減することを目標としています。平成28年度から令和5年度までの8年間で、2.3%の削減となっており、目標達成のためには残り2年間で3.9%の削減が必要となっています。

8年間の削減内容

分類	平成28年度	令和5年度末	増減
	延床面積	延床面積	
行政系施設	20,399.55 m ²	21,169.68 m ²	770.13 m ²
消防防災施設	6,921.62 m ²	4,825.65 m ²	-2,095.97 m ²
保健福祉施設	8,172.08 m ²	5,794.55 m ²	-2,377.53 m ²
集会施設	5,021.80 m ²	1,245.58 m ²	-3,776.22 m ²
観光/レクリエーション施設	25,386.03 m ²	19,462.43 m ²	-5,923.60 m ²
市営住宅	21,837.09 m ²	22,510.81 m ²	673.72 m ²
公園施設	2,979.51 m ²	2,993.70 m ²	14.19 m ²
環境衛生施設	6,516.18 m ²	6,656.96 m ²	140.78 m ²
学校施設	103,904.37 m ²	96,298.25 m ²	-7,606.12 m ²
幼稚園・保育所・こども園	10,124.72 m ²	6,729.23 m ²	-3,395.49 m ²
社会教育施設	17,804.72 m ²	13,099.42 m ²	-4,705.30 m ²
スポーツ施設	11,313.38 m ²	12,175.39 m ²	862.01 m ²
医療関連施設	19,536.77 m ²	19,409.55 m ²	-127.22 m ²
その他施設	1,537.26 m ²	1,050.30 m ²	-486.96 m ²
普通財産施設	14,857.11 m ²	36,529.74 m ²	21,672.63 m ²
合 計	276,312.19 m ²	269,951.24 m ²	-6,360.95 m ²

目標削減延床面積 (H28面積の6.2%)	令和5年度末		備考
	削減延床面積	達成%	
17,131.36m ²	6,360.95 m ²	2.3%	

※残りの計画期間内（R6～R7）に必要な削減延床面積は10,770.41m²

今回策定した個別計画に基づき、施設整備を行った場合、総合管理計画の目標数値である「延床面積の6.2%削減」に対し令和7年度には10.9%の削減予定となっています。

※他の計画を個別計画と位置付ける計画の数値は除くものとなっています。

分類	平成28年度～ 令和5年度末	令和6年度～ 令和7年度末	平成28年度～ 令和7年度末
	延床面積増減	延床面積増減 (予定)	延床面積増減 (予定)
行政系施設	770.13 m ²	-465.00 m ²	305.13 m ²
消防防災施設	-2,095.97 m ²	46.73 m ²	-2,049.24 m ²
保健福祉施設	-2,377.53 m ²		-2,377.53 m ²
集会施設	-3,776.22 m ²	-709.48 m ²	-4,485.70 m ²
観光/レクリエーション施設	-5,923.60 m ²	84.00 m ²	-5,839.60 m ²
市営住宅	673.72 m ²		673.72 m ²
公園施設	14.19 m ²	-65.10 m ²	-50.91 m ²
環境衛生施設	140.78 m ²	-2,251.17 m ²	-2,110.39 m ²
学校施設	-7,606.12 m ²		-7,606.12 m ²
幼稚園・保育所・こども園	-3,395.49 m ²	-1,942.00 m ²	-5,337.49 m ²
社会教育施設	-4,705.30 m ²	-1,999.02 m ²	-6,704.32 m ²
スポーツ施設	862.01 m ²	-38.35 m ²	823.66 m ²
医療関連施設	-127.22 m ²	-280.20 m ²	-407.42 m ²
その他施設	-486.96 m ²	-925.00 m ²	-1,411.96 m ²
普通財産施設	21,672.63 m ²	-15,358.34 m ²	6,314.29 m ²
合 計	-6,360.95 m ²	-23,902.93 m ²	-30,263.88 m ²

目標削減延床面積 (H28面積の6.2%)	平成28年度～ 令和5年度末	令和6年度～ 令和7年度末	平成28年度～ 令和7年度末
	達成%	達成予定%	達成予定%
17,131.36m ²	2.3%	8.6%	10.9%

※小数点第2位以下切り捨て。

目標達成のため、今回策定する各分野の個別計画に基づき、計画を実行していくことは言うまでもありませんが、更なる削減に向けて取り組んでいくことが必要です。

6 優先順位の考え方等について

施設の方向性等を検討する上で、施設のハード面、ソフト面の評価等を行い、その結果をもとに、存続廃止分類表に当てはめ、原則として、該当する区分での方向性を検討しています。

【ハード面の評価】

ハード面については、残償却年数、建物残償却割合等を参考に以下の判定基準によりA～Dに分類しています。

※残償却年数＝建物耐用年数－経過年数

※建物残償却割合＝残償却年数／耐用年数×100（数値が低いほど残償却が少ない）

ハード面の判定基準

判定区分	内 容
A	• 全体的に健全である。 ※緊急の補修の必要はないため、日常の保全で管理できる状態である。
B	• 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ※緊急の補修の必要はないが、維持保全での管理の中で、部分劣化について定期的な観察が必要な状態である。
C	• 全体的に劣化が進行している。 ※現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、更新等が必要な状態である。
D	• 全体的に顕著に劣化が進行している。 ※重大な事故につながる恐れがあり、建物の利用禁止、あるいは緊急の修繕等が必要な状態である。

ソフト面については、判定基準の4つの区分毎に評価を行い、評価を点数化し判定基準表によりA～Dに分類しています。

ソフト面の判定基準

区分	評価及び点数	内 容
公共性	a：高い（3点） b：普通（2点） c：低い（1点）	法律等による設置義務があるか
		市民が生活を送る上での必要性は高いか
		市の施策を推進する上での必要性は高いか
		サービス内容及び利用実態が設置目的に即しているか
有効性	a：高い（3点） b：普通（2点） c：低い（1点）	施設の利用状況（稼働率等）はどうか
		今後の利用者数等の見込みはどうか
効率性	a：高い（3点） b：普通（2点） c：低い（1点）	民間事業のノウハウ等を活用し効率良く管理運営を行えているか
		維持管理費に対する利用料等の収入割合はどうか
特質性	a：高い（3点） b：普通（2点） c：低い（1点）	歴史的、文化的価値のある施設か
		他の施設では代替の効かない施設であるか

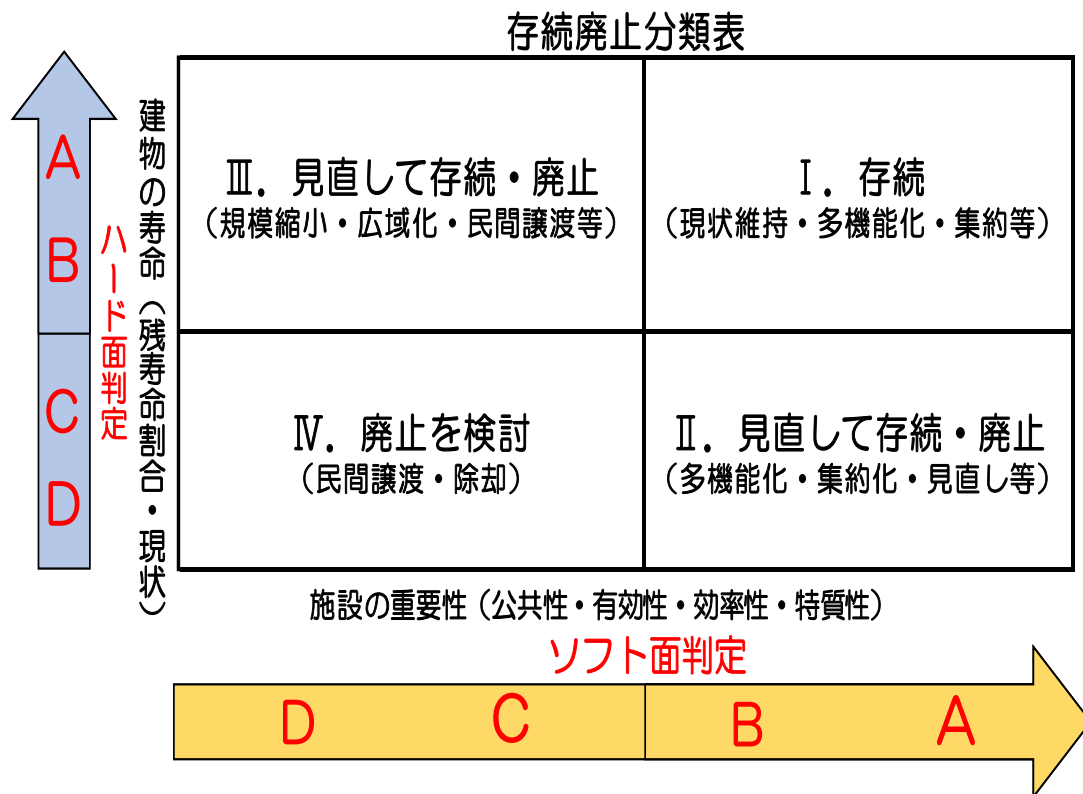
ソフト面判定基準表

判定	A			B		C		D	
点数	12	11	10	9	8	7	6	5	4

例) 公共性a、有効性b、効率性b、特質性bの施設の場合
 3点(a) + 2点(b) + 2点(b) + 2点(b) = 9点
 9点 = ソフト面の「判定」は「B」となる。

【存続廃止分類】

ハード面、ソフト面の結果をもとに以下の分類表に区分し、原則として、該当する区分での方向性を検討することとしています。



例) ハード面がC、ソフト面がAの場合 → 存続廃止分類は「II」で方向性を検討

【判断結果】

判断結果については以下の表により施設の方向性を記載しています。

存続廃止分類	存廃	方向性	内容例
Ⅰ	存続	現状維持	現状のまま維持
		多機能化	分類の違う別の目的の機能を取り入れる
		集約化	同じ目的の複数の施設を一つに集約
		各種見直し	運営方法、使用料等を見直す
		広域化	他自治体と共用しコスト分担を行う
		移管	民間へ売却、地域へ譲渡等機能と共に移管する
Ⅱ	見直して存続	多機能化	分類の違う別の目的の機能を取り入れる
		集約化	同じ目的の複数の施設を一つに集約
		各種見直し	運営方法、使用料等を見直す
		広域化	他自治体と共用しコスト分担を行う
		移管	民間へ売却、地域へ譲渡等機能と共に移管する
	廃止	民間譲渡	民間業者に売却等
		転用	他の用途に転用を行う
		地域移管	自治会等地域へ移管する
Ⅲ	見直して存続	規模縮小	規模を縮小し立替等を行う
		広域化	他自治体と共用しコスト分担を行う
	廃止	民間譲渡	民間業者に売却等
		機能移転	機能を移転し施設は除却
Ⅳ	廃止	民間譲渡	民間業者に売却等
		除却	施設を除却

7 各施設の方向性等について

前述の「6 優先順位の考え方等」に基づいて、各施設の方向性を検討した結果等については、次の一覧のとおりとなります。

施設毎の詳細については、各分野の個別計画をご覧ください。

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
1	行政系施設	穴粟市役所（本庁舎）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
2	行政系施設	穴粟市役所（北庁舎）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。また、機能集約、統合できることについての調査、検討を行っていく。
3	行政系施設	一宮市民協働センター	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
4	行政系施設	一宮市民協働センター（第2庁舎）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
5	行政系施設	波賀市民協働センター	多機能化	令和6年4月より波賀市民協働センターが供用開始し、保健福祉と生涯学習（図書館・貸館を含む。）の機能を集積することで行政窓口の一元化と地域交流の拠点とする。
6	行政系施設	波賀市民協働センター（ホール棟）	現状維持	現状のまま施設を適正に維持管理していく。
7	行政系施設	千種市民協働センター	現状維持	現状のまま施設を適正に維持管理していく。
8	行政系施設	千種市民協働センター（サブセンター）	現状維持	現状のまま施設を適正に維持管理していく。
9	行政系施設	三方町出張所	各種見直し	施設の機能について、市民サービスの代替案を検討のうえ、集約化等を検討していく。
10	行政系施設	上寺保冷庫	現状維持	鳥獣保護員の活動において、捕獲された個体の一時保存場所として使用している特殊な施設であるため、適正に維持管理していく。
11	行政系施設	三谷林業機械保管施設	現状維持	施設の経年劣化等により不具合が生じた場合には、必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
12	行政系施設	河呂除雪車車庫	現状維持	必要な修繕を行い長期使用できるよう努める。
13	行政系施設	原除雪車車庫	現状維持	必要な修繕を行い長期使用できるよう努める。
14	行政系施設	三方町除雪車車庫	現状維持	必要な修繕を行い長期使用できるよう努める。
15	行政系施設	野尻除雪車車庫	現状維持	必要な修繕を行い長期使用できるよう努める。
16	行政系施設	閨賀倉庫等	除却	全体的に劣化が進行していること、倉庫機能は移転・集約が可能であることから除却する施設だが、国土交通省の揖保川河川改修にあわせて移転・集約・除却することとし、当面の間は現状維持とする。
17	行政系施設	除雪車車庫兼消防詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
18	消防防災施設	穴粟防災センター	現状維持	多くの市民が利用する施設であるので、安全面を優先しつつ、コスト面も考慮しながら必要な修繕を行い、長期使用できるよう努める。
19	消防防災施設	山崎支団第1機動分団詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
20	消防防災施設	山崎支団第2機動分団詰所	機能移転	建物老朽化に伴い除却し、隣接地に新築する。
21	消防防災施設	山崎支団第3機動分団詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
22	消防防災施設	一宮支団東市場部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
23	消防防災施設	一宮支団第4分団第1機動部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
24	消防防災施設	一宮支団第5分団第1機動部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
25	消防防災施設	一宮支団第6分団繁盛部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。

基準日：令和6年3月31日

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
26	消防防災施設	一宮支団西安積部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
27	消防防災施設	一宮支団福田部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
28	消防防災施設	波賀支団上野部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
29	消防防災施設	波賀支団斉木部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
30	消防防災施設	千種支団第3機動部詰所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
31	消防防災施設	防災倉庫（千種）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
32	保健福祉施設	波賀保健福祉センター	各種見直し	令和6年3月31日をもって波賀保健福祉課は波賀市民協働センター内に移転する。令和6年4月以降は教育部の所管となり、宍粟市立総合教育センターとして必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
33	保健福祉施設	千種保健福祉センター	各種見直し	現行施設については、当面の間は保健福祉機能を維持するものの、令和3年度に供用開始した千種市民協働センターと機能の役割分担を検討していく中で、地域振興の拠点施設としてのあり方を検討していく。
34	保健福祉施設	つちのこホール	各種見直し	施設の使用状況、代替策の有無等を精査し、民間譲渡等の可能性を検討していく。
35	集会施設	城下ふれあいセンター	現状維持	生涯学習、各種教室、地域活動等に使用している施設であり、最長で令和13年3月31日までの土地使用貸借期間は適正に維持管理を行っていく。
36	集会施設	センター三方	除却	利用されている団体等への代替施設案の合意をとり、三方地区連合自治会と協議のうえR6.3末で廃止する。今後、民間利用を検討（公募）し、無ければ除却とする。
37	観光/レクリエーション施設	山崎アウトドアランド	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
38	観光/レクリエーション施設	伊沢の里	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
39	観光/レクリエーション施設	土万ふれあいの館	各種見直し	施設のあり方や運営方法等について見直しを行う。
40	観光/レクリエーション施設	一宮ウッディパークキャンプ場	各種見直し	指定管理施設として、施設の適正な維持管理に努めるとともに、将来的には、施設の譲渡又は、廃止についても検討する。
41	観光/レクリエーション施設	一宮温泉「まほろばの湯」	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
42	観光/レクリエーション施設	道の駅「播磨いちのみや」	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
43	観光/レクリエーション施設	しそう森林王国いちのみや拠点施設	各種見直し	施設の使用状況等を精査し、地域移管や民間譲渡等を検討していく。
44	観光/レクリエーション施設	千町岩塊流バイオトイレ	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
45	観光/レクリエーション施設	氷ノ山避難小屋	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
46	観光/レクリエーション施設	道の駅「みなみ波賀」	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
47	観光/レクリエーション施設	音水湖クラブハウス	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
48	観光/レクリエーション施設	波賀サイクリングターミナル（ゲートボール場）	現状維持	当面の間、市の直営管理とし必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
49	観光/レクリエーション施設	赤西便所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
50	観光/レクリエーション施設	道の駅「はが」	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
51	観光/レクリエーション施設	グリーンハウス みちの丘	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
52	観光/レクリエーション施設	楓香荘	現状維持	楓香荘の本館は除却し、残りの付属施設については、必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
53	観光/レクリエーション施設	原不動滝公衆トイレ	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
54	観光/レクリエーション施設	森林セラピー避難小屋	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
55	観光/レクリエーション施設	坂ノ谷登山口バイオトイレ	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
56	観光/レクリエーション施設	戸倉スキー場	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
57	観光/レクリエーション施設	くるみの里	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
58	観光/レクリエーション施設	フォレストステーション波賀	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
59	観光/レクリエーション施設	道の駅「ちくさ」	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
60	観光/レクリエーション施設	板馬見溪谷荘	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
61	観光/レクリエーション施設	ふれあいゲートボール場	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
62	観光/レクリエーション施設	ちくさ高原	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
63	観光/レクリエーション施設	ちくさ高原キャンプ場 (入浴及びシャワー施設)	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
64	観光/レクリエーション施設	みかたの里 まほろばの湯 オートキャンプ場	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理していく。
65	公園施設	夢公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。 (トイレは平成28年に建替え済)
66	公園施設	城の子公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
67	公園施設	大歳公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
68	公園施設	上ノ下水車公園	地域移管	譲渡に向けて地元自治会等との協議を進める。
69	公園施設	ふれあい公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
70	公園施設	本多公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
71	公園施設	いこいの公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
72	公園施設	最上山公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。 (東屋は直近で平成9年に建設、トイレは直近で平成30年に建替え)
73	公園施設	かみかわ緑地公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
74	公園施設	土万ふれあい公園	地域移管	譲渡に向けて地元自治会等との協議を進める。
75	公園施設	菅野防災広場	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。

基準日：令和6年3月31日

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
76	公園施設	家原教育の森	各種見直し	休憩施設（現カブトムシドーム）は、民間業者貸付により利用状況や稼働率、効率的な管理運営ができているが、他の2施設の利用がほとんどないため、北部活性化との関連を検討の上、各施設の用途について見直しを行う。
77	公園施設	家原遺跡公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
78	公園施設	波賀城史蹟公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
79	公園施設	友山公園	各種見直し	波賀生活圏の拠点づくり検討委員会からの提言を受け、市の計画を策定しているところである。計画において、機能移転や廃止を含めて検討を行う。
80	公園施設	大通り広場（千種）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
81	公園施設	松の木公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
82	公園施設	ふるさと街道（一里堂）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
83	公園施設	山崎インターパーク&ライド	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
84	公園施設	せせらぎ公園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
85	環境衛生施設	あじさい苑	現状維持	必要な修繕を行い、長期使用できるよう施設を維持していく。
86	環境衛生施設	山崎浄苑	除却	機能の移転先を検討し、除却する。
87	環境衛生施設	しそうクリーンセンター	現状維持	必要な修繕を行い、長期使用できるよう施設を維持していく。
88	環境衛生施設	しらぎく苑	現状維持	必要な修繕を行い、長期使用できるよう施設を維持していく。
89	環境衛生施設	つつじ苑	現状維持	必要な修繕を行い、長期使用できるよう施設を維持していく。
90	環境衛生施設	穴栗北残渣最終処分場	現状維持	必要な修繕を行い、長期使用できるよう施設を維持していく。
91	学校施設	山崎学校給食センター	各種見直し	当面は現状を維持していくが、今後、学校規模適正化による受配校数、クラス数、また、施設の現況を分析しながら、長期的な目線でセンターの統合・整備、運営方法について検討していく。
92	学校施設	一宮波賀学校給食センター	各種見直し	当面は現状を維持していくが、今後、学校規模適正化による受配校数、クラス数、また、施設の現況を分析しながら、長期的な目線でセンターの統合・整備、運営方法について検討していく。
93	学校施設	ちくさ学校給食センター	各種見直し	当面は現状を維持していくが、今後、学校規模適正化による受配校数、クラス数、また、施設の現況を分析しながら、長期的な目線でセンターの統合・整備、運営方法について検討していく。
94	学校施設	戸原学童保育所	集約化	小学校規模適正化に伴い城下学童保育所に集約するため、令和6年度末をもって廃止する。
95	学校施設	河東学童保育所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
96	学校施設	城下学童保育所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
97	学校施設	教育研修所	多機能化	令和6年3月31日をもって、本施設は教育財産の用途を廃止する。今後は、旧校舎内に残存する文化財及び波賀日豪親善交流会の物品を順次移動させる。
98	学校施設	教育支援センター	現状維持	R5年4月から教育支援センターとして活用しており、今後も必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
99	学校施設	神野学童保育所	現状維持	R5年4月から神野学童保育所として活用しており、今後も必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。

基準日：令和6年3月31日

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
100	幼稚園・保育所・こども園	山崎幼稚園（旧園舎）	民間譲渡	R4年4月～園舎老朽化により城下幼稚園内に機能移転。（用途廃止済） 当施設については、R6年に民間へ譲渡する。
101	幼稚園・保育所・こども園	城下幼稚園	集約化	R6.3.31付け廃園、「教育・学習支援・地域ふれあい」を柱とした公の施設として、引き続き市が活用していく。
102	幼稚園・保育所・こども園	河東幼稚園	現状維持	幼保一元化計画の見直しにより認定こども園への移行計画が無くなったため、 当面継続して使用する。
103	幼稚園・保育所・こども園	波賀幼稚園	現状維持	幼保一元化計画の見直しにより認定こども園への移行計画が無くなったため、 当面継続して使用する。
104	幼稚園・保育所・こども園	かしわの保育所	除却	令和7年度末を目途に廃止予定。
105	幼稚園・保育所・こども園	城東保育所	機能移転	幼保一元化推進計画に基づき、私立認定こども園への機能移転に伴い、令和5 年度末閉園する。令和6年度に施設は除却しこども園駐車場等に整備する。
106	幼稚園・保育所・こども園	戸原こども園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
107	幼稚園・保育所・こども園	一宮北こども園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
108	幼稚園・保育所・こども園	はりま一宮こども園	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
109	社会教育施設	図書館・山崎歴史郷土館	現状維持	当面は現状を維持していくが、整備計画等を作成する中で機能移転等について 検討していく。
110	社会教育施設	山崎歴史民俗資料館	現状維持	R3年度に県兵庫県登録有形文化財の指定を受け、当面は現状を維持していく が、改修や活用方法等について検討していく。
111	社会教育施設	山崎文化会館	現状維持	指定管理施設として引き続き必要な修繕、改修を行い、施設を維持管理してい く。
112	社会教育施設	生涯学習センター学遊館	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
113	社会教育施設	歴史資料館	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
114	社会教育施設	一宮生涯学習の館	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
115	社会教育施設	ひまわりの家	除却	令和6年4月より波賀市民協働センターに貸館機能に移転し、当施設は除却す る。
116	社会教育施設	波賀文化創造センター	各種見直し	令和6年4月より波賀市民協働センターに、現東館部分にある図書館・貸館機 能を移転する。現西館部分は現行のまま維持管理し、現東館部分は波賀市民協 働センター施設として維持しながら、あらゆる可能性を含め活用を検討する。
117	社会教育施設	市民センター波賀	機能移転	令和6年4月より波賀市民協働センターに貸館機能に移転し、当施設は除却す る。
118	社会教育施設	波賀歴史伝承の家	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。また、民間活用につ いても検討してく。
119	社会教育施設	千種クラブハウス	除却	利用頻度が低いことから、除却を検討する。
120	社会教育施設	たたらの里学習館	現状維持	引き続き指定管理施設として、必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理 していく。
121	社会教育施設	ちくさ図書館	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
122	スポーツ施設	山崎スポーツセンター	各種見直し	市スポーツ施設のあり方を検討し、必要な施設については、長寿命化に向けた 改修等を検討する。

基準日：令和6年3月31日

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
123	スポーツ施設	本多公園グラウンド	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
124	スポーツ施設	土万運動公園	地域移管	実質的に地元が主となり維持管理を行っている公園のため、地域移管による廃止を検討する。
125	スポーツ施設	スポニックパークー宮	各種見直し	市スポーツ施設のあり方を検討し、必要な施設については、長寿命化に向けた改修等を検討する。
126	スポーツ施設	波賀B&G海洋センター	各種見直し	市スポーツ施設のあり方を検討し、必要な施設については、長寿命化に向けた改修等を検討する。
127	スポーツ施設	波賀総合スポーツ公園	各種見直し	市スポーツ施設のあり方を検討し、必要な施設については、長寿命化に向けた改修等を検討する。
128	スポーツ施設	千種B&G海洋センター	現状維持	指定管理施設として必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
129	医療関連施設	波賀診療所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
130	医療関連施設	波賀診療所医師住宅	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
131	医療関連施設	千種診療所	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
132	医療関連施設	千種診療所医師住宅（1号）	民間譲渡	数年間空き家となっていることから、民間譲渡等を検討する。
133	医療関連施設	千種診療所医師住宅（2号）	民間譲渡	年間数か月の間、研修医が使用しているが、波賀診療所医師住宅を活用することとし、現施設については民間譲渡等を検討する。
134	医療関連施設	千種診療所医師住宅（3号）	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
135	医療関連施設	一宮北診療所・本館	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
136	医療関連施設	一宮北診療所・発熱外来棟	現状維持	必要な修繕、改修を行い施設を適正に維持管理していく。
137	その他施設	門前ALT住宅	現状維持	必要な修繕、改修等を行いながら維持していく。
138	その他施設	土万地区農業者健康管理センター	地域移管	譲渡に向けて地元自治会等と協議を進める。
139	普通財産	西はりま消防組合穴栗署	現状維持	必要な修繕、改修等を行いながら維持していく。
140	普通財産	西はりま消防組合一宮分署	現状維持	必要な修繕、改修等を行いながら維持していく。
141	普通財産	西はりま消防組合波賀出張所	現状維持	必要な修繕、改修等を行いながら維持していく。
142	普通財産	西はりま消防組合千種出張所	現状維持	必要な修繕、改修等を行いながら維持していく。
143	普通財産	千種認定こども園	現状維持	必要な修繕、改修等を行いながら維持していく。
144	普通財産	鹿沢倉庫	現状維持	利用度が高いため当面は現状のまま維持管理していく。
145	普通財産	福知溪谷休養センター	民間譲渡	現使用者への使用貸借期間（最長でR14.3.31）の間に、民間譲渡を検討する。
146	普通財産	福知多目的ドーム	民間譲渡	福知自治会との契約満了時、自治会等への譲渡を検討する。自治会へ譲渡とならない場合は、民間業者との福知溪谷休養センター本体の使用貸借契約満了時に、自治会と調整の上、貸付先への譲渡を検討する。

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
147	普通財産	千種衛生事務所	現状維持	貸付者から契約更新の申出があるかぎり賃貸借契約に基づき貸付けを継続する。契約終了後は、今後の活用方法または除却について検討していく。
148	普通財産	旧繁盛診療所	除却	老朽化が進んでいるため除却に向け検討していく。
149	普通財産	高齢者能力活用センター	民間譲渡	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に定める財産処分年限の経過後、2026年度を目途に公益社団法人宍粟市シルバー人材センターへの譲渡を検討する。
150	普通財産	安賀車庫	現状維持	利用度が高いため当面は現状のまま維持管理していく。
151	普通財産	ふるさと村ちくさ	除却	老朽化が進んでいるため除却に向けて検討していく。
152	普通財産	旧波賀学校給食センター	除却	全体的に劣化が進行しているが、宍粟市北部活性化事業の具体化と合わせて活用のあり方も検討していく。
153	普通財産	旧千種東小学校	現状維持	使用貸借契約に基づき貸付けを継続する。 あわせて、将来的な地域への譲渡について調整していく。
154	普通財産	旧鷹巣幼稚園	現状維持	使用貸借契約に基づき貸付けを継続する。 あわせて、将来的な地域への譲渡について調整していく。
155	普通財産	旧千種北小学校	民間譲渡	民間等の活用について検討していくが、活用がない場合は除却に向け検討する。
156	普通財産	旧土万小学校	現状維持	使用賃貸契約に基づき貸付けを継続する。
157	普通財産	旧土万幼稚園	民間譲渡	地域おこし協力隊員の任期終了後は、一定期間、無償貸与し、その後、譲渡を検討する。
158	普通財産	旧野原小学校（体育館）	各種見直し	旧校舎と併せて施設の活用について検討していく。
159	普通財産	旧野尻幼稚園	現状維持	使用賃貸契約に基づき貸付けを継続する。
160	普通財産	旧道谷小学校	現状維持	使用賃貸契約に基づき貸付けを継続する。
161	普通財産	旧千種幼稚園	民間譲渡	民間等の活用について検討していくが、活用がない場合は除却に向け検討する。
162	普通財産	旧下三方小学校	現状維持	民間事業者への貸付を継続するが、R7に民間事業者との使用賃貸契約を途中解約する予定である。
163	普通財産	旧三方小学校	現状維持	引き続き倉庫として維持管理していく。
164	普通財産	旧繁盛小学校	現状維持	使用貸借契約に基づき貸付けを継続する。 契約終了後は、地域へ譲渡の方向で調整する。
165	普通財産	旧染河内小学校	現状維持	使用賃貸契約に基づき貸付けを継続するとともに、兵庫県立森林大学校の運営に関する協定（H29）に基づき、引き続き森林大学校の設置運営について、県及び関係団体と連携して取組んでいく。
166	普通財産	旧下三方幼稚園	民間譲渡	民間等の活用について検討していくが、活用がない場合は除却に向け検討する。
167	普通財産	旧繁盛幼稚園	現状維持	最長で令和14年10月31日まで元地域おこし協力隊に無償で貸し付ける。
168	普通財産	旧三方幼稚園	民間譲渡	使用賃貸契約に基づき貸付けを継続する。 契約終了後は、民間譲渡を検討する。

基準日：令和6年3月31日

各施設の方向性一覧

NO	分類	施設名称	判断結果	令和7年度までの施設の方向性
169	普通財産	旧一宮北保育所	現状維持	施設の一部を一宮北診療所（医療関連施設）として利用開始しており、地域活動団体への貸付け部分は、貸借期間満了時に貸付継続等の判断をする。
170	普通財産	旧染河内幼稚園	民間譲渡	使用貸借契約により「森のようちえん」として地域にR14年度まで貸し付け予定。その後、使用貸借契約満了に合わせ民間譲渡を検討する。
171	普通財産	旧一宮南保育所	民間譲渡	元地域おこし協力隊への貸し付け終了後、民間等の活用について検討していく。
172	普通財産	センター下三方	除却	民間活用を検討（公募）していくが、活用がない場合には、警察・JAとの協議が整えば除却（ATMの存続に関し、地元自治会・JAとの協議が必要）する。 ※除却費の負担割合は覚書により市53.1%、JA46.9%
173	普通財産	センター染河内	除却	民間活用を検討（公募）していくが、活用がない場合には、JAとの協議が整えば除却（ATMの存続に関し、地元自治会・JAとの協議が必要）する。 ※除却費の負担割合は覚書により市62.9%、JA37.1%
174	普通財産	倉庫（旧文化財倉庫）	民間譲渡	無償貸付終了後、民間（社会福祉法人）への譲渡を検討する。
175	普通財産	旧都多幼稚園	除却	老朽化が進んでいるため除却に向けて検討していく。
176	普通財産	（旧）センター繁盛	除却	民間利用を検討（公募）し、無ければ除却とする。 なお除却の場合は、財務課所管の普通財産である旧繁盛診療所の除却と時期等の調整を行う。
177	普通財産	旧伊水幼稚園	民間譲渡	民間貸出終了後、民間等の活用について検討する。
178	普通財産	旧都多小学校	民間譲渡	民間等の活用について検討していくが、活用がない場合は除却に向け検討する。